

寒川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (加える) (かき又はさくの構造の制限) <u>第11条</u> かき又はさくの構造の制限は、別表第2に定める計画地区の区分に応じ、同表(ク)欄に掲げるものとする。 (建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合の措置) <u>第12条</u> (略) (建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合の措置) <u>第13条</u> (略) 2 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合における第5条又は第6条の規定による制限を、それぞれ法第52条第1項の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の限度又は法第53条第1項の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の限度とみなして、法<u>第52条第5項</u>又は法第53条第2項の規定を適用する。 (敷地面積の制限の適用除外) <u>第14条</u> (略) (既存の建築物に対する制限の緩和) <u>第15条</u> 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において、増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は適用しない。 (1)～(3) (略) (4) 第4条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計	～ 略 ～ (建築物の緑化率の最低限度) <u>第11条</u> 建築物の緑化率の最低限度は、<u>別表第2に定める計画地区の区分に応じ、同表(ク)欄に掲げるものとする。</u> (垣又はさくの構造の制限) <u>第12条</u> 垣又はさくの構造の制限は、別表第2に定める計画地区の区分に応じ、同表(ケ)欄に掲げるものとする。 (建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合の措置) <u>第13条</u> (略) (建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合の措置) <u>第14条</u> (略) 2 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合における第5条又は第6条の規定による制限を、それぞれ法第52条第1項の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の限度又は法第53条第1項の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の限度とみなして、法<u>第52条第7項</u>又は法第53条第2項の規定を適用する。 (敷地面積の制限の適用除外) <u>第15条</u> (略) (既存の建築物に対する制限の緩和) <u>第16条</u> 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において、増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は適用しない。 (1)～(3) (略) (4) 第4条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計

は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計とする _____。 2・3 (略) <u>第16条～第18条</u> ～略～ 別表第1(第3条関係) <table> <tr> <th>名称</th><th>区域</th></tr> <tr> <td>寒川駅北口地区地区整備計画区域</td><td>都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された茅ヶ崎都市計画寒川駅北口地区地区計画において地区整備計画が定められた区域</td></tr> <tr> <td colspan="2">(加える)</td></tr> </table> 別表第2(第4条～第11条関係) <u>[別添参照]</u>	名称	区域	寒川駅北口地区地区整備計画区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された茅ヶ崎都市計画寒川駅北口地区地区計画において地区整備計画が定められた区域	(加える)		は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。 2・3 (略) <u>第17条～第19条</u> ～略～ 別表第1(第3条関係) <table> <tr> <th>名称</th><th>区域</th></tr> <tr> <td>寒川駅北口地区地区整備計画区域</td><td>都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された茅ヶ崎都市計画寒川駅北口地区地区計画において地区整備計画が定められた区域</td></tr> <tr> <td>田端西地区地区整備計画区域</td><td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された茅ヶ崎都市計画田端西地区地区計画において地区整備計画が定められた区域</td></tr> </table> 別表第2(第4条～第12条関係) <u>[別添参照]</u> 附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	名称	区域	寒川駅北口地区地区整備計画区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された茅ヶ崎都市計画寒川駅北口地区地区計画において地区整備計画が定められた区域	田端西地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された茅ヶ崎都市計画田端西地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
名称	区域												
寒川駅北口地区地区整備計画区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された茅ヶ崎都市計画寒川駅北口地区地区計画において地区整備計画が定められた区域												
(加える)													
名称	区域												
寒川駅北口地区地区整備計画区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された茅ヶ崎都市計画寒川駅北口地区地区計画において地区整備計画が定められた区域												
田端西地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された茅ヶ崎都市計画田端西地区地区計画において地区整備計画が定められた区域												